



令和3年度

## 障害者を対象とした奈良県職員採用選考試験案内

令和3年8月27日  
奈良県人事委員会

**受付期間 令和3年 9月 7日(火) 午前9時 ~ 9月29日(水) 正午**  
**第1次試験日 令和3年10月31日(日)**

※試験に関する問合せは、奈良県人事委員会事務局へ

(〒630-8113 奈良市法蓮町 757 ☎ 0742-20-4430 FAX 0742-22-8973)

※試験の詳細は、人事委員会事務局ホームページの「障害者を対象とした選考試験」

(<http://www.pref.nara.jp/39085.htm>) をご確認ください。

なお、この試験案内で「ホームページ」と記載した箇所は、上記を指します。

この採用選考試験は、障害者の雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

### 1 試験職種・採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
総合職	2人程度	知事部局(本庁・出先機関)等に勤務し、一般行政事務に従事します。
警察事務職	1人程度	警察本部、警察署等に勤務し、警察行政事務に従事します。

※ 採用予定人員は、現時点での見通しですので、変更になることがあります。

※ 受験者の試験の成績が一定以下の場合、合格人数が採用予定人員を下回ることがあります。

### 2 受験資格

次の(1)から(4)までの全ての要件を満たす人

(1) 平成4年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人

(2) 次に掲げる手帳等(受験日当日において有効であるものに限る。)の交付を受けている人

ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

※ 上記の手帳等は、採用予定日において有効であることが必要です。(採用予定日において有効でない場合は、最終合格後であっても採用されません。)

(3) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(4) 日本国籍を有しない人については、在留中の活動に制限のない在留資格を有する人

※警察事務職については、日本国籍を有する人に限ります。

### 3 試験日時及び試験会場

試験	試験日時	試験会場
第1次試験	<p>10月31日(日)</p> <p>&lt;活字印刷による受験の場合&gt;</p> <p>受付開始 午前 9時20分</p> <p>試験開始 午前10時15分</p> <p>試験終了 午後 2時45分頃</p> <p>&lt;点字による受験の場合&gt;</p> <p>受付開始 午前 8時20分</p> <p>試験開始 午前 9時15分</p> <p>試験終了 午後 2時45分頃</p>	奈良県自治研修所 (奈良市大安寺 1-23-2)
第2次試験	11月19日(金)～25日(木)のうち指定する1日 (掲示及びホームページで発表するとともに、第1次試験合格者に通知します。)	奈良県奈良総合庁舎 (奈良市法蓮町 757)

※ 指定された試験日時は、変更することはできません。

### 4 試験の方法及び内容

試験	種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験	150点	<p>公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度で択一式による筆記試験を行います。(2時間)</p> <p>出題分野 時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能等</p>
	作文試験	50点	<p>公務員として必要な表現力等について、筆記試験を行います。(1時間30分)</p> <p>※採点は第2次試験で行います。作文試験を受験しない場合は棄権とみなします。</p>
第2次試験	口述試験	400点	個別面接による試験を行います。

※ 合否決定は、第1次試験については教養試験の得点(150点満点)により、第2次試験については教養試験、作文試験及び口述試験の合計得点(600点満点)により行います。

※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は不合格となります。したがって、合計得点及び順位が上位であっても不合格となる場合があります。

※ 点字による受験の場合の試験時間は、教養試験3時間、作文試験1時間30分です。

障害の状況により、点字や拡大文字による受験、車椅子の使用等の受験上の配慮を希望する方は、申込時に該当欄にその旨を入力するとともに、必ず申込期間中に人事委員会事務局に電話又は「お問い合わせフォーム」(<https://www.secure.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=1537>)により連絡してください。申込期間中に連絡がない場合は、対応できなくなりますのでご注意ください。  
なお、申出の内容によっては、試験実施上、配慮できない場合もあります。

※ 車椅子等の補装具や音声読み上げパソコン等の機器を使用される場合は、各自で持参してください。

## 5 合格発表

区 分	時 期	方 法
第1次試験合格者発表	11月11日（木）午前9時（予定）	奈良県奈良総合庁舎（奈良市法蓮町）に受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
最終合格者発表	12月1日（水）午前9時（予定）	

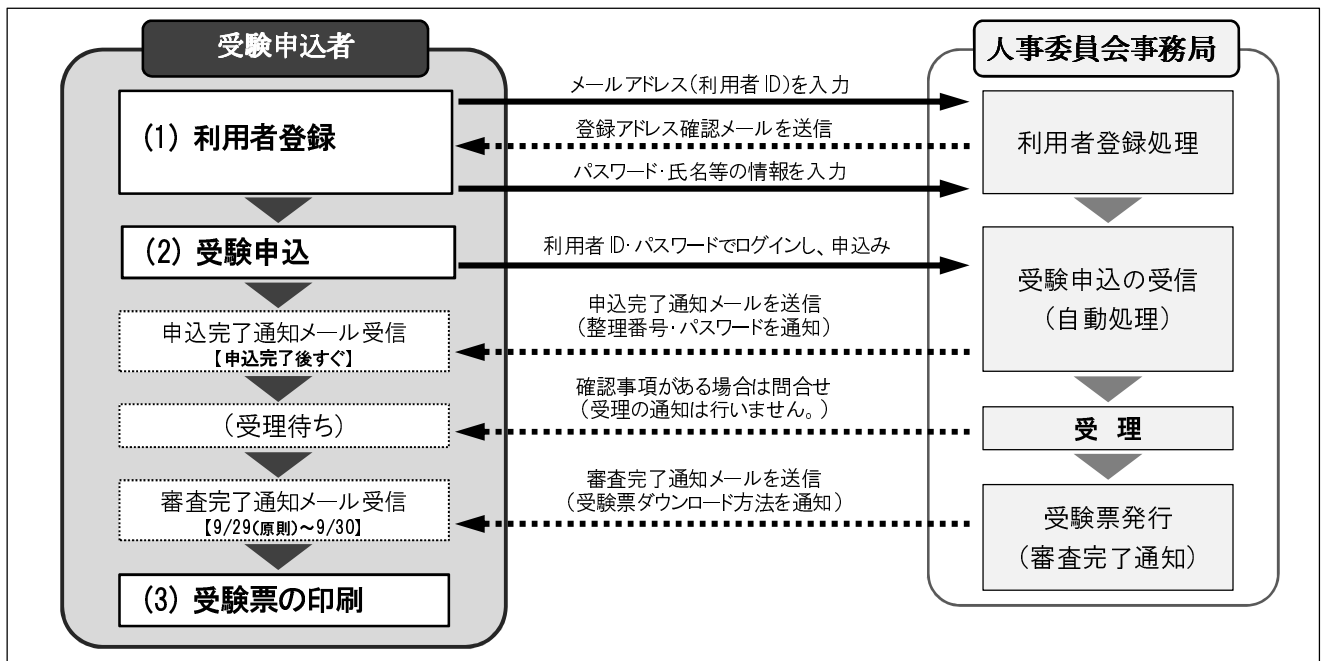
※ 第1次試験合格者及び最終合格者の受験番号は、合格発表後2週間、ホームページにも掲載します。

## 6 受験手続

申込受付期間	9月7日（火）午前9時～ <b>9月29日（水）正午</b> ※最終日はシステムが混み合うおそれがあるため、余裕を持って手続してください。
申込方法	インターネットによる電子申請（スマートフォンからの申込みも可能です。） ※インターネット申請ができない方は、必ず9月21日（火）午後5時までに人事委員会事務局に連絡してください。

※ 申込みから受理までに要する時間、処理状況の確認方法及び申込みの取下げ方法については、ホームページをご確認ください。

### [インターネットによる受験申込手続の流れ]



### (1) 利用者登録

- ・ホームページの[申込方法]内、[申込みはこちら（電子申請システム）]を選択し、電子申請システムに接続してください。
- ・利用者登録がまだお済みでない方は、画面上部の[利用者登録]をクリックし、手順に従って利用者登録を行ってください。（登録したパスワードは必ず控えをとっておいてください。）

※ 利用者登録をせずに受験申込をすることもできますが、なるべく登録されることをお勧めします。

## (2) 受験申込

- ・(1)で登録した利用者ID及びパスワードによりログインの上、[手続き申込み] → [手続き一覧]の中から[令和3年度障害者を対象とした奈良県職員採用選考試験]を選択し、受験申込手続きを行ってください。
- ・申込完了後、すぐに申込完了通知メールが自動送信されます。
- ※ 申込完了通知メールに記載されている整理番号とパスワードは、受験票のダウンロードに必要です。申込完了通知メールは削除せず、大切に保管してください。
- ※ 申込完了通知メールが翌日になっても届かない場合は、必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。(申込完了通知メールが届かない場合は、申込みは完了していません。)

## (3) 受験票の印刷

- ・申込内容の審査が完了すると、審査完了通知メールが送信されますので、その内容に従って受験票をプリントアウトし、必要事項を記入の上、写真(最近6か月以内に撮影した上半身脱帽正面向縦4cm、横3cmのもの)を貼って試験当日に持参してください。
- ※ 審査完了通知メールは原則として申込締切後に送信します。**審査完了通知メールが9月30日(木)午後5時までに到着しない場合には、必ず10月1日(金)に人事委員会事務局までお問い合わせください。**

## 7 合格から採用まで

- (1) 人事委員会は、最終合格者について、採用候補者一覧表を作成し、任命権者に通知します。
- (2) 任命権者ではさらに健康診断、意向聴取などを行い、採用者を決定します。
- (3) 採用は、原則として令和4年4月1日の予定です。ただし、学校既卒者については、令和4年4月1日より前に採用されることもあります。
- (4) 採用候補者一覧表は、原則として1年間有効です。
- (5) 「2 受験資格」の(2)に掲げる手帳等は、採用予定日において有効であることが必要です。(採用予定日において有効でない場合は、最終合格後であっても採用されません。)また、合格から採用までの間に手帳等の提示を求めることがあります。
- (6) 受験申込の内容に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。

## 8 日本国籍を有しない人の任用について

「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わることはできない。」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。

- (1) 日本国籍を有しない人は、各任命権者が定める次の職以外の職に任用されます。
  - ア 「公権力の行使」に携わる職(代表例)
    - ・許可、認可、免許等処分に関する事務(各種営業許可、開発許可、建築確認等)
    - ・報告の徴収及び検査に関する事務(保険医療機関等に関する報告の徴収、各種立入検査等)
    - ・県税の賦課決定、徴収及び滞納処分に関する事務
    - ・補助金・交付金の交付及び貸付金の貸付けの決定に関する事務
    - ・審査請求に対する裁決に関する事務
    - ・その他個人、法人その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務
  - イ 「公の意思の形成への参画」に携わる職
    - ・県行政についての企画、立案又は決定に参画する職とし、原則として「所属長及び本庁課長級以上の職」などです。
- (2) 日本国籍を有しない人は、採用時に「在留中の活動に制限のない在留資格」がない場合は採用されません。

## 9 給与

現行の初任給月額、165,900 円程度（高等学校卒業後すぐに採用された場合。奈良市内勤務の場合の地域手当を含む。）で、このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などがそれぞれの条件に応じて支給されます。

なお、初任給は、採用前の経歴等に応じて加算されることがあります。

## 10 試験結果の開示

この試験の受験者は、下記のとおり奈良県個人情報保護条例に基づき口頭により開示を請求することができます。

なお、電話等による請求では開示できませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、健康保険証、国民年金手帳等。※写真が貼付されている書類の場合は1通、写真が貼付されていない書類の場合は複数）を持参の上、直接、人事委員会事務局（奈良市法蓮町757）までお越しください。

開示請求できる人	開示内容	開示の期間	開示の時間
第1次試験の不合格者	第1次試験の総合得点、種目別試験結果及び順位	第1次試験合格者発表の日から1月間 (11月11日(木)から12月10日(金)まで(予定))	午前9時から午後5時まで (土曜日、日曜日及び祝日は受け付けておりません。)
第1次試験の合格者	第1次試験及び第2次試験それぞれの総合得点、種目別試験結果及び順位	最終合格者発表の日から1月間 (12月1日(水)から1月4日(火)まで(予定))	

## 11 その他

- (1) **第1次試験当日は、次のものを必ず持参してください。**
  - ・受験票（写真を貼ったもの）
  - ・マスク（試験当日はマスクを着用してください）
  - ・筆記具（HB又はBの鉛筆（シャープペンシルも可）数本、黒のボールペン、消しゴム）
  - ・**受験資格の有無が確認できる手帳等の原本（コピー不可。第1次試験当日の受付時に提示しない場合は受験できません。）**
  - ・昼食
- (2) 事前に申出のあった場合を除き、試験中にスマートフォンなどの携帯電話、タブレット端末、スマートウォッチ、電子辞書等の電子機器類を操作した場合、操作しなくても身につけていた場合、机の上や机の中に置いていた場合は、不正行為となるので注意してください。
- (3) ホームページに受験申込状況等の情報を掲載します。
- (4) ホームページに教養試験の例題、作文試験の課題例を掲載します。また、県政情報センター（県庁舎東棟1階）において閲覧できます。
- (5) 災害等で試験が実施できない場合などの緊急のお知らせや変更事項は、ホームページに掲載しますので、必ず確認してください。
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策のため、発熱、咳などの症状がある方は当日の受験を控えていただきますようお願いします。また、当日は試験会場で検温を実施しますが、感染拡大防止の観点から受験できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

人事委員会事務局ホームページ  
 [障害者を対象とした選考試験] URL  
<http://www.pref.nara.jp/39085.htm>



## 試験会場案内図

